

報告第 2 2 号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

建物明渡等請求事件訴訟に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年11月7日

足立区長 近藤 弥生

建物明渡等請求事件訴訟に関する和解について

足立区は、名義人死亡による区営住宅の退去手続きは行われたが、居室内に残置物があるため建物の明渡しが完了していない相手方に対する建物明渡等請求事件訴訟につき、下記により和解する。

記

1 相手方

世田谷区池尻在住者

2 和解の要旨

別紙和解条項のとおり

(ただし、和解条項の別紙物件目録は省略)

